

自然公園等設計業務特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 令和7年度新宿御苑多言語展示等設計業務

1-1 計画建築物、工作物概要

この自然公園等設計業務（以下「本業務」という。）の対象となる施設（以下「対象建築物」という。）の概要は以下のとおりとする。

- (1) 建築物名称 : 日本館御殿、大木戸門券売所、新宿門券売所、千駄ヶ谷門券売所、温室、旧洋館御休所、旧温室跡
- (2) 工作物名称 : 屋外標識類
- (3) 敷地の場所 : 東京都新宿区内藤町 11 新宿御苑
- (4) 対象範囲 : 別図のとおり

2 履行期限 令和8年3月31日まで

3 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項については、「○」印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

4 設計と条件

(1) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積（国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づく計画面積）及び主要構造部及び階数

建築物名	延べ面積	主要構造部及び階数
日本館御殿	458.97	W-1
大木戸門券売所	37.75	S-1
新宿門券売所	67.72	S-1
千駄ヶ谷門券売所	85.78	RC-1
温室	2,754.40	S-1
旧洋館御休所	464.12	W-1
旧温室跡	—	—

(2) 建設の条件

- a. 予定工事費 : —
b. 建設工期 : 令和7年度5ヶ月、令和8年度12ヶ月

(3) 媒体整備種別

展示工事、標識工事、映像制作業務、多言語ガイドシステム制作業務

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

(政府計画)

- ・観光立国推進基本計画

(新宿御苑全体)

- ・平成14年度新宿御苑「環境の杜」構想
- ・平成15年度新宿御苑「環境の杜」基本計画

(情報媒体(展示))

- ・令和5年度新宿御苑(仮称)大木戸御殿展示計画業務報告書
- ・令和6年度新宿御苑多言語媒体調査検証・基本設計業務(以下、「基本設計業務」という。)

(5) 設計の条件等

- a 新宿御苑は、観光立国推進基本計画において我が国の観光拠点となる大都市観光を推進させる役割を担う。当該機能の発揮のために、従前の基幹的な取り組み※に加えて、訪日外国人旅行者の受入環境整備をマーケットイン型のアプローチをするにあたり、ランドスケープリテラシーに配慮し、持続可能な観光の実現を進めることになる。特に、令和7年度から日本館御殿の復元的整備が開始する。十分な整備効果を得るために、新宿御苑のブランディング活動に取り組み、サービスや場所の真の価値を見出し、方向性を揃えた発信を行い、新宿御苑の認知や体験の質を上げるとともに、新宿御苑のブランド全体の価値も向上させることとなる。

※「歴史・文化遺産、植物遺産の評価と継承」、「生物多様性保全の場としての機能」、「環境教育の場としての機能」

- b 本業務は、ブランディングの一環となる展示物、サイン等について、外国人目線で分かりやすく魅力的な解説文の整備を進め、訪日外国人旅行者等の満足度を向上させ、新宿御苑を活性化させるものである。
- c 設計対象の情報媒体となる展示、標識類、掲示物については、ビジュアルアイデンティティとなるVIデザインを刷新させる計画に基づき、統一さ

れたビジュアルデザインを示し、情報媒体と実体験が連続的となり、上質な体験提供を目指す。

- d 設計対象の多言語ガイドシステムについては、園内全域に点在する数多の魅力をそれぞれの場所にて気づき、その特性や由来を知ることで、より充実した体験提供を目指す。
- e 歴史的資産が集積する日本館御殿・玉藻池・旧温室跡・旧洋館御休所により構成されるエリアにおいては、園内全体を歴史性文化性の視点で関連付けを行い、体験性を向上させること。
- f 日本館御殿においては、建物としての復元性と併せて価値の高い体験の提供を行い、品格ある御殿での美しい体験を具体化させること。
- g 大木戸門券売所、新宿門券売所、千駄ヶ谷門券売所、管理門においては、入園の自動改札前後に設置されている様々な屋外標識の情報を動線・景観・運営・インバウンド対応に配慮して再構築する。同時に、園内での来園者のルール・マナーの向上に資する屋外標識を計画する。入園設備の更新に伴い、発券所に設置されている入園案内サインも別途更新する予定である。本業務では左記以外の券売所に設置されている来園者に対するサインの更新を計画すること。
- h 大木戸門については、大木戸門から日本館御殿までのアプローチ路は歴史性を感じる空間形成を目指している。その体験性に相応な屋外標識を設計すること。また、駐車場から日本館御殿まではユニバーサル動線を充実させる屋外標識を設計すること。
- i 本業務の担当技術者同士のみならず当該御殿建築士等と横断的コミュニケーションを行うことで各人の技術力を発揮し象徴性、記念性、独創性、創造性に満ちた制作・設計を論理的に管理技術者の下で構築すること。
- j 本事業は今年度に工事、制作を完了させる部分（多言語ガイド、標識工事の一部）がある。打ち合わせにてその範囲を検討し、概略工程表を作成の上、当該工事の発注に必要な設計図書、積算関係資料等の書類を工事、制作の発注手続きに間に合うように提出すること。
- k 本業務は、展示計画にかかるコンサルタント業務として設計者と施工者を分離して実施し施工にかかる経済性を確保するものであり、受注者は総合展示施工業者より企画提案等を受けることをしてはならない。
- l 令和7年度5カ月程度工期の工事発注可能となる業務管理を行うこと。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者等の資格要件(共通仕様書第3章10(2))

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

なお、管理技術者については受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。また、建築士については、建築士法第22条の2の講習の課程を修了した者とする。

○建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)に規定する一級建築士

(2) 管理技術者の有する実績は次による。

○国土交通省告示第98号別添二の第十二号第2類に該当し延床面積450㎡以上で自然鑑賞機能を有しPPP/PFIを採用する建築物における展示設計業務、もしくは国土交通省告示第98号別添二の第十二号第2類に該当し延床面積450㎡以上のPPP/PFIを採用する建築物における展示設計業務に管理技術者として従事し、平成26年4月以降に業務完了したもの。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

(3) 担当技術者の有する実績は次による。

○展示コンセプト担当技術者：国土交通省告示第98号別添二の第十二号第2類に該当し延床面積450㎡以上の建築物における展示企画に従事し、平成26年4月以降に業務完了したもの。

○展示設計担当技術者：国土交通省告示第98号別添二の第十二号第2類に該当し延床面積450㎡以上の建築物における展示設計に従事し、平成26年4月以降に業務完了したもの。

○サイン設計担当技術者：国土交通省告示第98号別添二の第十二号第2類に該当し延床面積450㎡以上の建築物におけるサイン設計、VIデザインの作成に従事し、平成26年4月以降に業務完了したもの。

2 業務計画書(共通仕様書第3章5)

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書(第5号様式)及び管理技術者等通知書(第6号様式)を作成し、調査職員に提出する。

なお、総合評価落札方式等による手続きを経て本業務を受注した場合は、下記(1)～(4)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ、当該様式の提出を省略できる。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成27年4月以降の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第6号様式「別紙1」)
- (2) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、平成27年4月以降の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第6号様式「別紙2」)
- (3) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号(又は名称)、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名(第9

号様式)

(4) 各担当技術者の分担業務を追加する場合も(2)、(3)による。

(5) 総合評価落札方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、総合評価落札方式により設計業務を請け負った場合には、技術提案書に記述した提案について、原則として業務計画書に記載しなければならない。

(6) 業務工程表(第4様式)

3 設計業務の内容及び範囲

3. 1. 対象建築物等・制作物における展示コンテンツの調査

3. 2. の基本設計及び3. 3. の実施設計を行うにあたり、展示コンテンツの調査を行う。

以下に留意して取り組むこと。

- ・設計業務の対象となっている既存展示グラフィックに記載されている内容の把握を行う。
- ・打ち合わせ等により、展示に採用するコンテンツを精査する。
- ・必要に応じて、既往資料等により確認を行う。
- ・コンテンツのまとめにあたり、整合性を確認する。

3. 2. 対象建築物等における展示・サインの多言語化基本設計

本仕様書の与条件を満たす展示及びサイン等を基本設計する。対象建築物等における設計業務の対象は、以下とする。

- ・日本館御殿：サイン・展示を新設。
- ・大木戸門券売所：サイン（入園案内サインを除く）、みどころマップスタンドを新設。
- ・新宿門券売所：サイン（入園案内サインを除く）、みどころマップスタンドを改修。
- ・千駄ヶ谷券売所：サイン（入園案内サインを除く）みどころマップスタンドを改修。

3. 3. 対象建築物等における展示・サインの多言語化改修実施設計

3. 2. の基本設計、過年度の基本設計業務を基にし、本仕様書の与条件を満たす展示、サイン、映像制作等を実施設計する。

設計にあたっては、展示コンテンツの主たる構成資源に係る現況概略踏査・把握を行い、基本設計内容を十分に把握し、展示コンテンツとして具体化すること。

実施設計図に基づき、積算関係資料を作成する。積算関係資料は、工事種別や工事発注年度を分割するなど、発注者の指定の区分ごとに成果品を作成すること。

対象建築物等における設計業務の対象は、以下とする。

- ・新宿門券売所：サイン（入園案内サインを除く）、みどころマップスタンドを改修。
- ・千駄ヶ谷券売所：サイン（入園案内サインを除く）みどころマップスタンドを改修。
- ・温室：既存のサイン・展示を再構成して多言語化に改修。
- ・旧洋館御休所：既存の展示を再構成、一部追加して多言語化に改修。
- ・旧温室跡：既存の展示を再編集して多言語化に改修。
- ・多言語ガイド：園内の屋外の魅力地点(100ヶ所)にて音声にて解説する仕組みを新設。

展示、サイン、映像制作の設計では、以下に留意すること。

- ・グラフィック表示面は種類毎に基本となるグラフィック基本図（VI デザインに基づく統一されたデザインを設計し、各情報の配置を想定したレイアウト図）を作成し、版下データを作成する。
- ・サインはデザインを確定し、版下データを作成する。
- ・展示の解説原稿作成のための解説要旨書を作成する。
- ・イラスト等制作のための指示書を作成する。
- ・スチル撮影のための指示書を作成する。
- ・映像ソフト(映像、音響、照明、マルチメディア等)は、情報構成、展開シノプシスを作成のうえ、映像ソフトのシナリオ*を作成する。

*映像ソフトのシナリオとは演出ソフト制作のために必要な詳細制作図のもととなる台本、絵コンテ、音響・演出の概要、場面(画面)展開図、インターフェイスプログラムデザイン等を指す。

- ・その他、演出に必要な指示書を作成する。
- ・なお、以下については、展示工事、映像制作業務での対応とし、本業務とは別とする。
 - ・本業務にて作成するグラフィック基本図をもとにした各表示面のグラフィック詳細図の制作、版下データの制作
 - ・展示の解説原稿及び多言語原稿の作成
 - ・イラストの制作
 - ・映像、写真の撮影

多言語ガイドシステムの設計では、以下に留意すること。

- ・日本語原稿及び英語原稿を作成する。
- ・英語原稿の作成にあたり、以下に留意すること。

- 1) 英語原稿の作成にあたっては、以下の観光庁ウェブサイト「【英語】地域観光資源の多言語解説整備支援事業」に掲載される最新のガイドライン等に基づき実施する。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.htm (※1)

具体的には、以下のガイドライン等の最新版に準拠しつつ進めること。

- ・「How To 多言語解説文整備」及び解説動画
解説文作成に際して、作成体制の整備から、現地取材、執筆、編集、校閲、校正等の一連の流れに即して留意点が解説されている総合マニュアル
- ・地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル
特に執筆者、校閲者が参照すべき資料。日本語版と英語版がある
- ・地域観光資源の英語解説文作成のための用語集
固有名詞や英単語に訳せない日本語の表記について統一的に運用するために活用
- ・地域観光資源の英語解説文事例集
観光庁に著作権が帰属しており、解説文の一部又は全部を一言一句変更せずに利用する場合、観光庁への通知をすることなく使用可能
- ・用語集・事例集データベース
英語解説文事例集に掲載される単語や文章を検索できる

なお、同ウェブサイトでは、訪日外国人旅行者向けの効果的で分かりやすい解説文作成について、資料や動画で解説されているので参照すること。

- 2) 英語原稿の作成にあたっては、英語ネイティブの執筆者、編集者、校閲者、校正者、英語に対応可能なディレクター、内容監修者等の各役割を担う人材を確保すること。上記1)の※1ウェブサイトに掲載される「地域観光資源の英語解説文作成のための専門人材リスト」の活用を基本とするが、やむを得ず同リスト以外の人材を活用する場合は、「HOW TO 多言語解説文整備」P.23～25に記載の人材の要件を満たすよう努めること。

- ・英語ネイティブ執筆者は現地取材を行い、英文解説文を作成すること。
- ・選定した人材について、「HOW TO 多言語解説文整備」記載の要件を満たすことが確認できる略歴等を提出し、環境省担当官の確認を得ること。満たさない要件がある場合は、バックアップ体制について説明を付すこと。

- 3) 請負事業者にて校閲（スタイルチェック）、校正まで済ませた原稿案について、環境省（本省）が別業務にて確保する校閲者の確認を受けること。初回確認は2週間程度、2回目確認は1週間程度を必要期間として見込んでいるため、納品までのスケジュール管理に留意すること。また、作成

した解説文の分量及び完成度によっては1回で済む場合、又は3回かかる場合も想定されることに留意する。本確認に際し、本件請負事業者による謝金等の支払は発生しない。

- 4) 文章によるコメント・ナレーション・テロップ等を作成せず地名、行事、固有名詞等のキャプションのみの場合や、既存の観光庁事業で整備された英文（地域観光資源の多言語解説文データベース：<https://www.mlit.go.jp/tagengo-db/index.html>）を改編せずに一部又は全文を使用する場合は、上記2)において、ネイティブ人材の確保は省略可能。また前述3)のプロセスは、推奨するものの省略することも可能。ただし、これらの場合においても、校閲者を配置し、上記1)記載の「地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル」に従ってスタイルチェックを、実施すること。

- ・UIデザインの作成は、展示工事、映像制作業務での対応とし、本業務とは別とする。

3. 4. 対象制作物における屋外標識の多言語化基本実施設計

(1)基本設計

本仕様書の与条件を満たす屋外標識を基本設計する。対象制作物における設計業務の対象は、以下とする。

- ・園内全域の屋外標識：基本設計業務での現状調査による屋外標識の種類数（大分類16種類）をもとに、機能性（インバウンド対応含む）、維持管理性等を踏まえて種類の構成を再構築する。
- ・新宿門・大木戸門・千駄ヶ谷門・管理門まわりの屋外標識の再配置
：機能性（インバウンド対応含む）、維持管理性等を踏まえた動線計画・情報発信計画を検討する。

以下に留意して取り組むこと。

① 与条件の確認及び調査

当該建物の設計条件を確認し、現地での実現性や実施方法について検討するため、必要な資料収集、踏査を実施する。

② 諸施設の検討及び設定

上記の検討を踏まえ、施設の整備水準等を明らかにした基本設計方針を策定し、基本設計方針を踏まえ、位置、規模、内容について決定をする。

③ 基本設計図の作成

「自然公園等工事設計図作成要領及び同解説」（自然公園編）に基づき、必要と考えられる位置図、現況分析図、基本設計平面図、主要施設平面図、屋外標識種類構成表等を作成する。

④ 概算工事費の算出

基本設計で検討した整備内容について概算工事費を算出する。

⑤ 基本設計説明書の作成

施設の全体像を正確にわかりやすく理解できる基本設計説明書を作成する。本説明書には、概略整備計画を作成すること。

(2)実施設計

(1)の基本設計をもとにして、屋外標識を実施設計する。対象制作物における設計業務の対象は、以下とする。

- ・全域の屋外標識：整備計画をもとにして、主要な種類の屋外標識を改修する。
- ・新宿門・千駄ヶ谷門・管理門まわりの屋外標識
：機能性（インバウンド対応含む）、維持管理性等を踏まえた動線計画・情報発信計画を検討する。

以下に留意して取り組むこと。

① 与条件の確認及び調査

基本設計のイメージについて、さらに精度を上げて機能性（インバウンド対応含む）、景観性、安全性、経済性、快適性、施工性、維持管理性などの面から詳細な確認調査を行う。

② 実施設計の検討

業務の目的を踏まえ、上記資料に基づき機能性（インバウンド対応含む）、景観性、安全性、経済性、快適性、施工性、維持管理性などの面から詳細な検討を行う。
設計する施設等は、安全でかつ効率的・経済的なものとなるよう、構造計算をもとに、適切な構造、規模を設定する。

③デザインガイドラインの作成

実施設計の検討を踏まえ、基本設計業務にて検討した「我が国の歴史や伝統、緑や庭園を手軽に楽しむことのできる場としての整備を推進する」のに相応しい『新宿御苑』のVIデザイン（ロゴタイプ）をもとに、屋外標識のデザインガイドラインを作成する。

④ 実施設計図の作成

「自然公園等工事設計図作成要領及び同解説」（自然公園編）に基づき、実施設計平面図、縦横断図、施設詳細図、仮設図等を作成する。

⑤ 数量計算の算出

数量計算は「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省 最新版）により行うものとする。土工数量は作業形態別の数量まで算出するものとする。構造物については単位数量計算書を作成するものとする。

⑥ 工事費内訳書の作成

最新版の積算基準「自然公園等工事積算基準」を適用し、工事費内訳表、単価表、3者見積比較表、物価資料・積算基準は最新版写しを作成し、工事受注額（消費税

含む)の算出を行う。

工事設計額の算出の積算資料として見積書を用いる場合は、3者以上の者から見積書を徴収し、見積比較表を作成のうえ、異常値(平均±30%以上の値)を除いた平均価格を採用する。

⑦ 実施設計説明書の作成

設計意図、設計計画及び施行計画において、具体的な施工手順、施工に際しての留意事項等について、根拠を示してわかりやすくとりまとめた実施設計説明書を作成する。特に、機械施工を伴う場合には、施工機械の指定、施工ヤード確保、施工時期、搬入路の状況及び安全確保等について、具体的に明示する。

標識工事に関する成果品の作成にあたり、以下に留意すること。

- ・以下については、本業務とは別として、標識工事等での対応とする。
 - ・デザインガイドラインをもとにした各表示面のグラフィック詳細図の制作、版下データの制作
 - ・マップのデザイン図の作成、版下データの制作

4 業務の実施

(1) 一般事項

a 計画業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、業務内容を取りまとめた基本計画を報告書として2部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(4) 打合せ及び記録(共通仕様書第3章 14(2))

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

a 業務着手時

b 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(5) 貸与資料等

a 上位計画書

- ・観光立国推進計画
- ・平成14年度新宿御苑「環境の杜」構想
- ・平成15年度新宿御苑「環境の杜」基本計画
- ・令和2年度新宿御苑玉藻池周辺施設整備基本計画
- ・令和5年度新宿御苑(仮称)大木戸御殿展示計画業務報告書
- ・令和6年度新宿御苑多言語媒体調査検討・基本設計業務報告書

b 既存資料

(日本館御殿)

- ・大木戸御殿復元(22)工事設計図(設計図)
- ・令和4年度新宿御苑大木戸御殿(仮)新設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(新宿御苑ミュージアム)
- ・令和3年度新宿御苑ミュージアム(仮称)新築工事竣工図
- ・令和3年度新宿御苑ミュージアム(仮称)の展示コンテンツ作成等業務報告書
- ・令和5年度新宿御苑大木戸御殿展示資料(所蔵資料)作成業務報告書(自然情報)
- ・平成15年度新宿御苑鳥類調査業務報告書
- ・平成18年度新宿御苑鳥類調査業務報告書
- ・平成14年度新宿御苑動物相調査業務報告書
- ・平成19年度新宿御苑生物・生態系環境整備調査業務報告書
- ・平成20年度新宿御苑生物・生態系環境整備調査業務報告書(その他)
- ・福羽逸人回顧録
- ・新宿御苑にて実施したアンケート調査結果
- ・新宿御苑の利用者数ほか新宿御苑に管理運営にかかる基本的情報
- ・新宿御苑の屋外標識類の情報
- ・その他発注者が貸与する資料

c 資料の貸与及び返却

- | | |
|-------------|---------|
| ・貸与・返却場所 | 引渡・返却時期 |
| (新宿御苑管理事務所) | (履行期限内) |

(6) 請負代金額の変更(契約書第29条)等

- ・本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務(当該工事に係る工事監理業務を含む)を本業務受注者と随意契約する場合の請負代金額の算定は、本業務の落札率(当初契約額÷当初設計額)を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

(7) 部分払(契約書第39条)

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(8) 指定部分の範囲(契約書第40条)

(該当なし)

(9) 保険等(契約書第59条)

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

- ・労働者災害補償保険

・ ()

(10) 成果物等の情報の適正な管理

a 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を順守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

1) 5. に規定する成果物（未完成の成果物を含む。）

2) その他業務の実施のため、作成され、または交付、貸与等されたもの。

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

①発注者の承諾なく成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

②業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③成果物等の情報の送信または運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信または運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

⑤貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、4 (5) により発注者に返却する。

⑥契約の履行に関して知り得た秘密については契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。

b 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたことまたは生じた恐れが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。

d 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(11) 成果物の提出場所 : 新宿御苑管理事務所

(12) 成果物の取り扱いについて

提出された原図及び CAD データについては、その写し又はその PDF データを入札に係る資料として貸与若しくは公開に利用することがある。また、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成に使用するなど、建築設計業務請負契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。

(13) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再請負させる場合は次の事項を条件とすること。

- ①写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1)写真を公表すること
 - 2)写真を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡すること。

(14) 業務実績情報の登録について(共通仕様書第3章4(3))

請負金額100万円を超える業務については、業務完了後10日(ただし、土、日曜及び祝日等は除く)以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録する。なお、登録に先立ち、調査職員の確認を受けること。

(15) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。

(16) その他

本業務で設計対象となった建物等がかし検査等の対象となった場合は、協力等を要請することがある。

(17) 適用基準等(共通仕様書第3章3(1))

本業務にあたっては関係法令及び政府実行計画に従うほか、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等(国土交通省ホームページ参照)を適用する。(特記なき場合は国土交通省が制定又は監修)

受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

◎：官庁統一基準

a. 共通

- 自然公園等施設技術指針[環境省自然環境局自然環境整備課](最新版)
- 官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準◎ (最新版)
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
- 官庁施設の環境保全性基準◎ (最新版)
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
- 建築設計業務等電子納品要領 (最新版)
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】 (最新版)
 - ・建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
- 官庁施設の防犯に関する基準 (最新版)
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン (最新版)
- 公共建築工事積算基準◎ (最新版)
 - ・公共建築工事積算基準等資料 (最新版)
- 公共建築工事標準単価積算基準◎ (最新版)
 - ・公共建築工事積算研究会参考歩掛り (最新版)
- ・建築物に利用した木材にかかる炭素貯蔵量の表示ガイドライン及び炭素貯蔵量計算シート (最新版)

- b. 建 築
- 建築工事設計図書作成基準 (最新版)
 - 建築工事設計図書作成基準の資料 (最新版)
 - 敷地調査共通仕様書 (最新版)
 - 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) ◎ (最新版)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築木造工事標準仕様書◎ (最新版)
 - 建築設計基準 (最新版)
 - 建築設計基準の資料 (最新版)
 - 建築構造設計基準 (最新版)
 - 建築構造設計基準の資料 (最新版)
 - 建築工事標準詳細図 (最新版)
 - 木造計画・設計基準 (最新版)
 - 木造計画・設計基準の資料 (最新版)
 - ・営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編) (最新版)
 - 構内舗装・排水設計基準 (最新版)
 - ・表示・標識標準 (最新版)
 - ・擁壁設計標準図 (最新版)
 - ・建築改修設計基準 (最新版)
 - ・建築鉄骨設計基準 (最新版)
 - ・標準案内用図記号 (最新版)
- c. 建築積算
- 公共建築数量積算基準◎ (最新版)
 - 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) ◎ (最新版)
- d. 設 備
- 建築設備計画基準 (最新版)
 - 建築設備設計基準 (最新版)
 - 建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)
 - 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) ◎ (最新版)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) ◎ (最新版)
 - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準 (最新版)
 - ・建築設備耐震設計・施工指針 (最新版) [一般財団法人日本建築センタ
ー]
 - 建築設備設計計算書作成の手引 (最新版) [一般財団法人公共建築協会]
 - ・営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編) (最新版)
 - ・営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編) (最新版)
- e. 設備積算
- 公共建築設備数量積算基準※ (最新版)
 - 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) ◎ (最新版)

5 成果物及び提出部数

- (1) 提出部数は、共通で(原図1部、複製版1部)とする。
- (2) 3. 2. の基本設計、3. 3. の実施設計の成果物の構成は、以下による。
- ・印に○のついたものを提出すること。

① 3. 2. の基本設計

成果物	原図	複製版	製本形態等
a. 説明書 <input type="checkbox"/> 基本設計説明書 (コンセプト、ストーリー、 基本ゾーニングを含む) <ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減検討中間報告 ・リサイクル計画 ・工事中における安全上の措置等に関する計画 ・重要事項説明書(建築士法第24条の7) 			<ul style="list-style-type: none"> ・A3判 ・DVD-R A4判
b. 基本設計図 1) 展示 <input type="checkbox"/> 展示基本設計図 平面図 展示構成リスト			<ul style="list-style-type: none"> ・A3判 ・DVD-R
c. 工事費概算書 <input type="checkbox"/> 展示			上記と同じ
d. その他 <input type="checkbox"/> 透視図 <ul style="list-style-type: none"> ・模型 ・() 	一式		種類(カラー彩色)、判の大きさ(A4)、(1)面、額入りカラー写真()部 A4判 A4判
e. 資料 <input type="checkbox"/> 各種技術資料 <input type="checkbox"/> 各記録書			b. と同じ

成果物	原図	複製版	製本形態等
2) 積算関係資料 <input type="radio"/> 工事費内訳明細書 <input type="radio"/> 展示 <input type="radio"/> 内訳明細書データ <input type="radio"/> 展示 <input type="radio"/> 積算数量算出書 <input type="radio"/> 展示 <input type="radio"/> 積算数量調書 <input type="radio"/> 展示 <input type="radio"/> 複合単価作成資料 <input type="radio"/> 展示 <input type="radio"/> 見積検討資料 <input type="radio"/> 展示 ・ ()			<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 判 ・ DVD-R
3) その他 <input type="radio"/> 透視図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 模型 ・ 実施設計概要書 ・ パンフレット ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 <input type="radio"/> 概略工事工程表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全に関する説明書 <input type="radio"/> グラフィック基本図の版下データ <input type="radio"/> サイン図の版下データ <input type="radio"/> 展示の解説原稿作成のための解説要旨書			種類(カラー彩色)、判の大きさ(A4)、(1)面、額入り カラー写真()部 サイズ()、スタディ用、スチレンボード A 4 判 A 4 判
4) 資 料 <input type="radio"/> 各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算データ <input type="radio"/> 各記録書 <ul style="list-style-type: none"> ・ () ・ () 			<ul style="list-style-type: none"> ・ A 3 判 ・ DVD-R

③ 3. 3. の実施設計（多言語ガイド業務）

成果物	原図	複製版	製本形態等
a. 実施設計図 1) 多言語ガイド ○ 多言語ガイドのための指示書 ○ 日本語解説文 ○ 英語解説文			・ A 3 判 ・ DVD-R
2) 積算関係資料 ○ 制作費内訳明細書 ○ 見積検討資料			・ A 4 判 ・ DVD-R
3) その他 ○ 概略制作工程表			・ A 4 判 ・ DVD-R

(3) 留意事項

文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

成果物の電子データは、DVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記して提出し、ファイル形式は、以下のとおりとする。

①資料ファイル

資料ファイルのファイル形式についてはPDF形式とする。

②図面ファイル

CADデータ交換フォーマットはDXF、JWW形式とし、1図面1ファイルとなるよう作成する。ただし、補足資料としてCADソフトがソフト内部で管理している独自のデータ形式（オリジナル形式）も併せて納品するものとする。

③オリジナルファイル

本仕様書で特に定めのあるものを除き、オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式については、受注者が決定することができる。ただし、可能な限り汎用的なソフトを利用するよう努める。

④上記①～③以外の電子データの仕様

(ア) Microsoft社Windows11上で表示可能なものとする。

(イ) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

ア) 文章: Microsoft社Word（ファイル形式は「Microsoft365」以降で作成したもの。）

イ) 計算表: 表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Microsoft365」以降で作成したもの。）

ウ) プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Microsoft365」以降で作成したもの。）

エ) 画像：BMP 形式又は JPEG 形式

(ウ) (イ) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 設計図等

a 設計原図の材質

・普通紙

b 設計原図の大きさ ○A 3 判

c 縮小製本 ○作成しない

(5) 図面の形式等

a 図面の形式は次に示すほか、建築工事設計図書作成基準による。

b 表題欄は次による。

1)表紙には次の発注機関審査欄を設ける。

工事名称					工事年度		
工事場所					公園名称		
発注機関							
審 査	課長	補佐	専門官	担当者	設計者	名 称	
						資格者氏名	
						登録番号	
						所 在 地	

* 審査欄は、検査に合格後、審査者名を記入すること。

2)設計図には次の設計者欄を設ける。

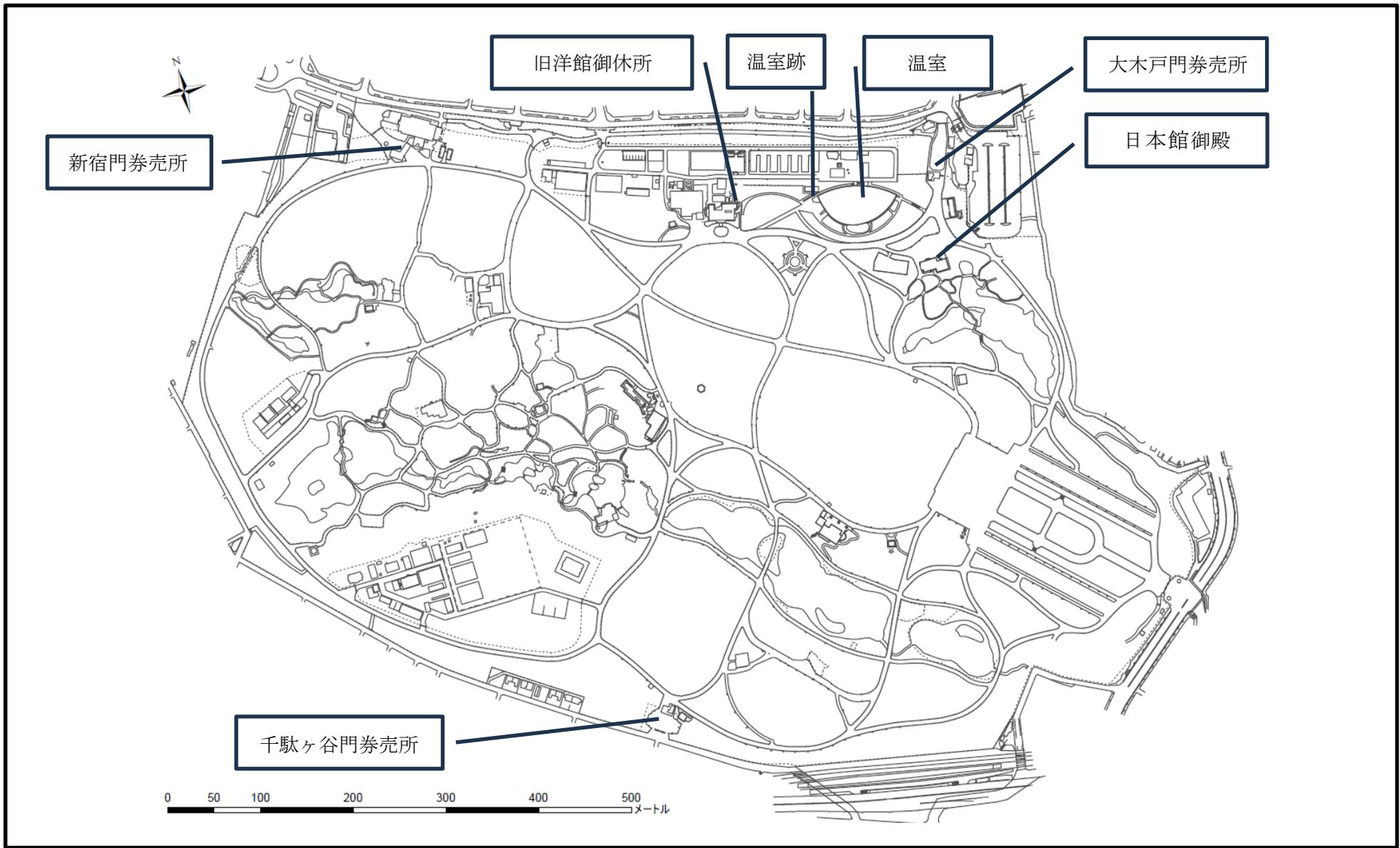
工事名称					工事年度		
工事場所					図面名称		
発注機関						縮 尺	
公園名称					図面番号		
検 査					設計者	名 称	
						資格者氏名	
						登録番号	
						所 在 地	

※ 設計者欄等に建築士法上必要な事項を表示すること。

検査欄には、業務計画書に記載された管理技術者、各主任担当技術者、担当者（協力事務所を含む。）がそれぞれ検査を行い、一切の遺漏なく完成したことを確認したうえで記名すること。

(6) その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



業務対象範囲